

議会議案第1号

奈良市議会会議規則の一部改正について

奈良市議会会議規則の一部を次のように改正しようとする。

令和6年3月22日提出

提出者

奈良市議会 議会運営委員長

横 井 雄 一

奈良市議会会議規則の一部を改正する規則

奈良市議会会議規則（昭和49年奈良市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第87条」を「第87条の2」に改め、「第159条」の次に「第159条の2」を加え、「第161条」を「第160条の2—第161条」に改める。

第2条第2項中「あつては」を「あつては」に改める。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第4条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第1項中「午前10時」を「、午前10時」に改め、同条第2項中「必要」を「、必要」に改め、「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第23条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第24条第1項中「終つた」を「終わった」に改め、同条第2項中「終らな

い」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第29条中「議席順により定められた記載所で記載の後」を「議長の指示に従つて」に改め、「を備え付けの投票箱に投入」を削る。

第30条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第35条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第38条中「まつて」を「待つて」に改める。

第39条中第1項中「調査」を「調査を」に、「ついで」を「次いで」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第40条及び第42条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第44条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条第4項中「当つても」を「当たつても」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「終つた」を「終わつた」に改める。

第54条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第56条中「こえる」を「超える」に改める。

第57条第2項及び第60条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第63条第2項中「はからなければならない」を「諮らなければならない」に改める。

第65条中「又は」を「、又は」に改める。

第66条中「写」を「写し」に、「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第70条第1項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「第31条（開票及び投票の効力）」を「第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改める。

第76条中「はかる」を「諮る」に、「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第77条第1項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第78条中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第79条中「（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第80条中「掲載」を「、掲載」に改める。

第81条中「（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第84条第2項中「あつては」を「あつては」に改める。

第85条中「開く」を「、開く」に改める。

第2章第1節中第87条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第87条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第89条及び第92条中「はかつてきめる」を「諮つて決める」に改める。

第93条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第101条第2項中「つくり」を「作り」に改める。

第103条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第107条中「すべて」を「全て」に改める。

第108条中「この」を「、この」に改める。

第109条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第110条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインで開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第111条中「終る」を「終わる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第112条第2項及び第115条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第117条中「又は」を「、又は」に改める。

第118条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

第119条第6項中「当選人と定める」を「、当選人と定める」に、「はかり」を「諮り」に改める。

第120条中「第1章・第4節」を「、第1章第4節」に改める。

第121条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第122条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第124条第1項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第125条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第128条中「第31条（開票及び投票の効力）」を「第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改める。

第130条中「はかる」を「諮る」に、「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第131条第1項中「きめる」を「決める」に、「とる」を「採る」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第132条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第134条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第134条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第134条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第135条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第136条第1項中「意見を付け」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第137条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第138条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第139条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第143条を次のように改める。

(決定の通知)

第143条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第145条中「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に、「かさ」を「傘」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第150条の見出し中「の印刷物」を削り、同条中「、新聞紙、文書等の印刷物」を「等」に改める。

第152条中「すべて」を「全て」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第154条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第154条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第156条中「すでに」を「既に」に、「停止されたもの」を「停止された者」に改める。

第7章中第159条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第159条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は

重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第9章中第161条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第160条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成及び配布）、第66条（答弁書の配布）、第79条（会議録の配布）、第118条（答弁書の配布）、第133条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第134条（請願の委員会付託）

第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第160条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項にお

いて「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第161条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法改正に伴う標準市議会会議規則の改正に合わせて、議会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うこと、またオンラインによる方法により委員会等を開催することを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、文言等の整理を行おうとするものである。

規則制定改廃調書

1 名 称	奈良市議会会議規則の一部を改正する規則		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号） ・ 令和5年度地方自治法改正に伴う標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例一部改正について（令和6年2月16日全議M1第6号全国市議会議長会会長通知） ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について（令和2年4月30日付総行第117号総務省自治行政局行政課長通知） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方自治法の一部改正に合わせて議会における手続についてオンラインによる方法により行うために必要となる事項を定める。 2. オンラインによる方法により委員会等を開会することに伴い必要となる事項を定める。 3. 社会情勢に適さない表現となっている規定の改正を行う。 4. その他所要の改正を行う。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国市議会議長会の定める標準市議会会議規則の改正に合わせて、本市の議会会議規則についても必要な見直しを行う。 		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	議会事務局 議事調査課
備考（予算措置、意見・問題点等）			

奈良市議会会議規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p> 第1節 総則（第83条—第87条_____）</p> <p> 第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（第159条_____）</p> <p>第8章 略</p> <p>第9章 補則（第161条_____）</p> <p>附則</p> <p> （欠席の届出）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合に<u>あつては</u>、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p> （宿所又は連絡所の届出）</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも<u>また</u>同様とする。</p> <p> （議席）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p> 第1節 総則（第83条—<u>第87条の2</u>）</p> <p> 第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（第159条・<u>第159条の2</u>）</p> <p>第8章 略</p> <p>第9章 補則（<u>第160条の2—第161条</u>）</p> <p>附則</p> <p> （欠席の届出）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合に<u>あつては</u>、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p> （宿所又は連絡所の届出）</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、<u>また</u>同様とする。</p> <p> （議席）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 略</p>

現行	改正案
<p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は<u>午前10時</u>から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は<u>必要</u>があると認めるときは_____、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>はかつて</u>決める。</p>	<p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、<u>午前10時</u>から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、<u>必要がある</u>と認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず</u>、議長は、<u>会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは</u>、<u>会議時間を変更することができる。</u></p>
<p>3 略</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない、</p> <p>(一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は<u>再び</u>提出することができない。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を<u>そなえ</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(先決動議の表決の順序)</p>	<p>4 略</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない、</p> <p>(一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、<u>再び</u>提出することができない。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を<u>備え</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(先決動議の表決の順序)</p>

現行	改正案
<p>第18条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、<u>討論を用いなくて会議にはかつて決める。</u></p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p>	<p>第18条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、<u>討論を用いなくて会議に諮って決める。</u></p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p>
<p>第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、<u>議会の承認を要する</u>_____。</p>	<p>第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならない。</u>ただし、<u>会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p>
<p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p>	<p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p>
<p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、<u>委員会の承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p> <p>(日程の作成及び配布)</p>	<p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、<u>委員会の許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p> <p>(日程の作成及び配布)</p>
<p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>かえる</u>ことができる。</p> <p>(日程の順序変更及び追加)</p>	<p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>代える</u>ことができる。</p> <p>(日程の順序変更及び追加)</p>
<p>第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、<u>討論を用いなくて会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</u></p> <p>(延会の場合の議事日程)</p>	<p>第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、<u>討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</u></p> <p>(延会の場合の議事日程)</p>
<p>第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が<u>終らなかつた</u>ときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p> <p>(日程の終了及び延会)</p>	<p>第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が<u>終わらなかつた</u>ときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p> <p>(日程の終了及び延会)</p>
<p>第24条 議事日程に記載した事件の議事を<u>終つた</u>ときは、議長は、散会を宣告する。</p>	<p>第24条 議事日程に記載した事件の議事を<u>終わつた</u>ときは、議長は、散会を宣告する。</p>

現行	改正案
<p>2 議事日程に記載した事件の議事が<u>終らない</u>場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議にはかつて延会することができる。</p> <p>(投票)</p>	<p>2 議事日程に記載した事件の議事が<u>終わらない</u>場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>つて延会することができる。</p> <p>(投票)</p>
<p>第29条 議員は、<u>議席順により定められた記載所で記載の後、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。</u></p> <p>(投票の終了)</p>	<p>第29条 議員は、<u>議長の指示に従つて</u> _____、順次、投票 _____ する。</p> <p>(投票の終了)</p>
<p>第30条 議長は、投票が<u>終つた</u>と認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p>	<p>第30条 議長は、投票が<u>終わつた</u>と認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p>
<p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聞いて</u>議長が決定する。</p> <p>(一括議題)</p>	<p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて</u>議長が決定する。</p> <p>4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(一括議題)</p>
<p>第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議にはかつて決める。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p>	<p>第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>つて決める。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p>
<p>第37条 会議に付する事件は、第134条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の意見を<u>聞き</u>、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>第37条 会議に付する事件は、第134条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の意見を<u>聴き</u>、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 略</p>
<p>3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討</p>	<p>3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討</p>

現行	改正案
<p>論を用い<u>ない</u>で会議には<u>かつて</u>省略することができる。 (付託事件を議題とする時期)</p>	<p>論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>つて省略することができる。 (付託事件を議題とする時期)</p>
<p>第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>まつて</u>議題とする。 (委員長の報告及び少数意見者の報告)</p>	<p>第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>待つて</u>議題とする。 (委員長の報告及び少数意見者の報告)</p>
<p>第39条 委員会が審査又は<u>調査</u>した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>ついで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。</p>	<p>第39条 委員会が審査又は<u>調査</u>をした事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>次いで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 第1項の報告は、討論を用い<u>ない</u>で会議には<u>かつて</u>省略することができる。</p>	<p>3 第1項の報告は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>つて省略することができる。</p>
<p>4 略 (修正案の説明)</p>	<p>4 略 (修正案の説明)</p>
<p>第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が<u>終つた</u>とき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。 (討論及び表決)</p>	<p>第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が<u>終わつた</u>とき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。 (討論及び表決)</p>
<p>第42条 議長は、前条の<u>質疑が終つた</u>ときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。 (委員会の審査又は調査期限)</p>	<p>第42条 議長は、前条の<u>質疑が終わつた</u>ときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。 (委員会の審査又は調査期限)</p>
<p>第44条 略 2 前項の期限までに審査<u>を</u>終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告)</p>	<p>第44条 略 2 前項の期限までに審査<u>又は調査</u>を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告)</p>
<p>第45条 略 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは<u>を</u>、中間報告をすることができる。 (発言の許可等)</p>	<p>第45条 略 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。 (発言の許可等)</p>

現行	改正案
<p>第50条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p>	<p>第50条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p>
<p>2 略 (発言の通告及び順序)</p>	<p>2 略 (発言の通告及び順序)</p>
<p>第51条 略</p>	<p>第51条 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に<u>当たつても</u>発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。 (発言の通告をしない者の発言)</p>	<p>4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に<u>当たつても</u>発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。 (発言の通告をしない者の発言)</p>
<p>第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>すべて</u>発言を<u>終つた</u>後でなければ発言を求めることができない。</p>	<p>第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>全て</u>発言を<u>終わつた</u>後でなければ発言を求めることができない。</p>
<p>2・3 略 (議長の発言討論)</p>	<p>2・3 略 (議長の発言討論)</p>
<p>第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が<u>終つた</u>後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することはできない。 (発言内容の制限)</p>	<p>第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が<u>終わつた</u>後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することはできない。 (発言内容の制限)</p>
<p>第55条 発言は<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p>	<p>第55条 発言は<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p>
<p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は<u>発言を</u>禁止することができる。</p>	<p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、<u>発言を</u>禁止することができる。</p>
<p>3 略 (質疑の回数)</p>	<p>3 略 (質疑の回数)</p>
<p>第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を<u>こえる</u>ことができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。 (発言時間の制限)</p>	<p>第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を<u>超える</u>ことができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。 (発言時間の制限)</p>
<p>第57条 略</p>	<p>第57条 略</p>

現行	改正案
<p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、<u>討論を用い</u>ないで会議に<u>はかつて</u>決める。 (質疑又は討論の終結)</p>	<p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、<u>討論を用い</u>ないで会議に<u>諮つて</u>決める。 (質疑又は討論の終結)</p>
<p>第60条 略</p>	<p>第60条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、<u>討論を用い</u>ないで会議に<u>はかつて</u>決める。 (緊急質問等)</p>	<p>3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、<u>討論を用い</u>ないで会議に<u>諮つて</u>決める。 (緊急質問等)</p>
<p>第63条 略</p>	<p>第63条 略</p>
<p>2 前項の同意については、議長は、<u>討論を用い</u>ないで会議に<u>はからなければなら</u>ない。</p>	<p>2 前項の同意については、議長は、<u>討論を用い</u>ないで会議に<u>諮らなければなら</u>ない。</p>
<p>3 略 (発言の取消し又は訂正)</p>	<p>3 略 (発言の取消し又は訂正)</p>
<p>第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し<u>又は</u>議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。 (答弁書の配布)</p>	<p>第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、<u>又は</u>議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。 (答弁書の配布)</p>
<p>第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その<u>写</u>を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に<u>かえる</u>ことができる。 (表決問題の宣告)</p>	<p>第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その<u>写し</u>を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に<u>代える</u>ことができる。 (表決問題の宣告)</p>
<p>第67条 議長は、表決を<u>とろうとする</u>ときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立による表決)</p>	<p>第67条 議長は、表決を<u>採ろうとする</u>ときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立による表決)</p>
<p>第70条 議長が表決を<u>とろうとする</u>ときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>	<p>第70条 議長が表決を<u>採ろうとする</u>ときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>
<p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席</p>	<p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席</p>

現行	改正案
<p>議員 4 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。</p>	<p>議員 4 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。</p>
<p>(投票による表決)</p>	<p>(投票による表決)</p>
<p>第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 4 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p>	<p>第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 4 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(選挙規定の準用)</p>	<p>(選挙規定の準用)</p>
<p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、<u>第31条（開票及び投票の効力）</u></p>	<p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、<u>第31条（開票及び投票の効力）</u></p>
<p><u>第1項から第3項まで</u>、第32条（選挙結果の報告）第1項及び第33条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。</p>	<p><u>第1項から第3項まで</u>、第32条（選挙結果の報告）第1項及び第33条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。</p>
<p>(簡易表決)</p>	<p>(簡易表決)</p>
<p>第76条 議長は、問題について異議の有無を会議には<u>か</u>ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 4 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とらなければならない</u>。</p>	<p>第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮</u>ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 4 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>採らなければならない</u>。</p>
<p>(表決の順序)</p>	<p>(表決の順序)</p>
<p>第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とらなければならない</u>。</p>	<p>第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採らなければならない</u>。</p>
<p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席議員 4 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議には<u>か</u>つて決める。</p>	<p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席議員 4 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>つて決める。</p>
<p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。 (会議録の記載事項)</p>	<p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。 (会議録の記載事項)</p>
<p>第78条 会議録に<u>記載し</u>、又は記録する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第78条 会議録に<u>記載する</u> _____ 事項は、次のとおりとする。</p>

現行	改正案
<p>(一括議題)</p> <p>第89条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかかってきめる。</p> <p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第92条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかかってきめる。</p> <p>(動議の撤回)</p> <p>第93条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。</p> <p>(少数意見の留保)</p> <p>第101条 略</p> <p>2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会議に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書をつくり、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。</p> <p>(委員会報告書)</p> <p>第103条 委員会は、事件の審査又は調査を終つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第107条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p> <p>(委員の発言)</p> <p>第108条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができ</p>	<p><u>ながら通話をする</u>ことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。</p> <p>(一括議題)</p> <p>第89条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第92条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>(動議の撤回)</p> <p>第93条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、<u>委員長の許可を得なければならない</u>。</p> <p>(少数意見の留保)</p> <p>第101条 略</p> <p>2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会議に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を<u>作り</u>、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。</p> <p>(委員会報告書)</p> <p>第103条 委員会は、事件の審査又は調査を<u>終わつた</u>ときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第107条 委員は、<u>全て</u> 委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p> <p>(委員の発言)</p> <p>第108条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができ</p>

現行	改正案
<p>る。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときはこの限りでない。</p> <p>(発言内容の制限)</p>	<p>る。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。</p> <p>(発言内容の制限)</p>
<p>第109条 発言は<u>すべて</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p>	<p>第109条 発言は<u>全て</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(委員外議員の発言)</p>	<p>2 略</p> <p>(委員外議員の発言)</p>
<p>第110条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員_____に</p> <p>対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聞く</u>ことができる。</p>	<p>第110条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に</p> <p>対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聴く</u>ことができる。</p>
<p>2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の<u>申し出</u>があつたときは、その許否を決める。</p>	<p>2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の<u>申し出</u>があつたときは、その許否を決める。</p>
	<p>3 <u>前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u></p>
<p>(委員長の発言)</p>	<p>4 <u>前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>(委員長の発言)</p>
<p>第111条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わつた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が<u>終る</u>までは、委員長席に復することができない。</p>	<p>第111条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わつた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が<u>終わる</u>までは、委員長席に復することができない。</p>
	<p>2 <u>法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、</u></p>

現行	改正案
<p>(発言時間の制限)</p> <p>第112条 略</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>決める。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第115条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>決める。</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第117条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は<u>委員長</u>の許可を得て発言の訂正をすることができる。</p> <p>(答弁書の朗読)</p> <p>第118条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる</u>。</p> <p>(互選の方法)</p> <p>第119条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて<u>当選人と定める</u>べきかどうかを委員会には<u>かり</u>委員全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第120条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については<u>第1章・第4節</u>の規定を準用する。</p> <p>(表決問題の宣告)</p>	<p><u>その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。</u></p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第112条 略</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第115条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第117条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、<u>又は委員長</u>の許可を得て発言の訂正をすることができる。</p> <p>(答弁書の配布)</p> <p>第118条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する</u>。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。</p> <p>(互選の方法)</p> <p>第119条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、<u>当選人と定める</u>べきかどうかを委員会に<u>諮り</u>委員全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第120条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、<u>第1章第4節</u>の規定を準用する。</p> <p>(表決問題の宣告)</p>

現行	改正案
<p>第121条 委員長は、<u>表決をとろうとする</u>ときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(不在委員)</p>	<p>第121条 委員長は、<u>表決を採ろうとする</u>ときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(不在委員)</p>
<p>第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(起立による表決)</p>	<p>第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p>(起立による表決)</p>
<p>第124条 委員長が<u>表決をとろうとする</u>ときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>(投票による表決)</p>	<p>第124条 委員長が<u>表決を採ろうとする</u>ときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>(投票による表決)</p>
<p>第125条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p> <p>2 略</p> <p>(選挙規定の準用)</p>	<p>第125条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p> <p>2 略</p> <p>(選挙規定の準用)</p>
<p>第128条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、<u>第31条（開票及び投票の効力）</u>及び第32条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。</p> <p>(簡易表決)</p>	<p>第128条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、<u>第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで及び第32条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。</u></p> <p>(簡易表決)</p>
<p>第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議に<u>はかる</u>ことができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>(表決の順序)</p>	<p>第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮る</u>ことができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>(表決の順序)</p>

現行	改正案
<p>第131条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を<u>きめる</u>。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用い<u>ないで会議にはかつて決める</u>。</p> <p>2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。 (請願書の記載事項等)</p>	<p>第131条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を<u>決める</u>。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用い<u>ないで会議に諮って決める</u>。</p> <p>2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。 (請願書の記載事項等)</p>
<p>第132条 略</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>法人</u>の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければ<u>ならない</u>。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。</p> <p>(請願の委員会付託)</p>	<p>第132条 略</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに<u>法人</u>の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければ<u>ならない</u>。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>6 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(請願の委員会付託)</p>
<p>第134条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす<u>。</u></p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p>	<p>第134条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、<u>それぞれの委員会に付託する。</u></p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p>
<p>第135条 略</p> <p>2 略</p>	<p>第135条 略</p> <p>2 略</p>

現行	改正案
<p>(請願の審査報告)</p> <p>第136条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け</u>、議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>3 <u>前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第136条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により _____、議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p>
<p>2 略</p> <p>(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)</p> <p>第137条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したのものについては<u>これを請求</u>しなければならない。</p> <p>(陳情書の処理)</p>	<p>3 略</p> <p>(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)</p> <p>第137条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したのものについては、<u>これを請求</u>しなければならない。</p> <p>(陳情書の処理)</p>
<p>第138条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。</p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p>	<p>第138条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p>
<p>第139条 略</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決定する。</p> <p>3 略</p> <p>(決定書の交付)</p>	<p>第139条 略</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮つてその許否を決定する。</p> <p>3 略</p> <p>(決定の通知)</p>
<p>第143条 <u>議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長</u></p>	<p>第143条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p>

現行	改正案
<p>は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</p> <p>(携帯品)</p>	<p>(携帯品)</p>
<p>第145条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻</u>、つえ、<u>かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは</u> _____、この限りでない。</p> <p>(資料等の印刷物の配布許可)</p>	<p>第145条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー</u>、つえ、<u>傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては</u>、この限りでない。</p> <p>(資料等 _____ の配布許可)</p>
<p>第150条 議場又は委員会の会議室において、資料、<u>新聞紙、文書等の印刷物</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p> <p>(議長の秩序保持権)</p>	<p>第150条 議場又は委員会の会議室において、資料等</p> <p>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p> <p>(議長の秩序保持権)</p>
<p>第152条 <u>すべて</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで<u>会議にはかつて</u>定める。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p>	<p>第152条 <u>全て</u> 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで<u>会議に諮つて</u> 定める。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p>
<p>第154条 懲罰については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決する<u>こと</u>はできない。</p> <p>(出席停止の期間)</p>	<p>第154条 懲罰については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決する<u>こと</u>ができない。</p> <p>(代理弁明)</p> <p>第154条の2 <u>議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会</u>で一身上の弁明をする場合において、<u>議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。</u></p> <p>(出席停止の期間)</p>
<p>第156条 出席停止は、7日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は<u>すでに出席を停止されたもの</u>についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>(協議又は調整を行うための場)</p>	<p>第156条 出席停止は、7日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は<u>既に 出席を停止された者</u> についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>(協議又は調整を行うための場)</p>
<p>第159条 略</p>	<p>第159条 略</p>

現行	改正案
2～4 略	<p>2～4 略</p> <p><u>(協議等の場の開催方法の特例)</u></p> <p><u>第159条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。</u></p> <p><u>(電子情報処理組織による通知等)</u></p> <p><u>第160条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p><u>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたもの</u></p>

現行	改正案
	<p><u>とみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成及び配布）、第66条（答弁書の配布）、第79条（会議録の配布）、第118条（答弁書の配布）、第133条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第134条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。</u></p> <p>5 <u>議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p> <p>6 <u>議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項</u></p>

現行	改正案
<p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第161条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかつて決定する。</p>	<p><u>の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</u></p> <p><u>(電磁的記録による作成等)</u></p> <p>第160条の3 この規則の規定(第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第74条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 <u>前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第161条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮つて決定する。</p>